

## 国立大学法人名古屋工業大学における反社会的勢力に対する基本方針

平成 27 年 3 月 25 日

学 長 裁 定

国立大学法人名古屋工業大学（以下「本学」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等）との関係を遮断するため、以下の基本方針を定める。

第 1 本学は、本学の果たすべき社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じない。

第 2 本学は、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じないものとする。

第 3 本学は、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築する。

第 4 本学は、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保する。